

財務省告示第百六十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成十九年四月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年四月二十七日

財務大臣 尾身 幸次

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第六回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年三月三十一日法律第二十三号）第四十六条第一項
三	法律及びその条項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で八千三百二十五億七千三百七十五万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成十九年四月十六日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年一・一三パーセント
十	経過利子の払込み	(一) 各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{1.13}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十一 初期利子

平成十九年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。)

$$\text{償還金額} \times \frac{1.13}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期以後の利子

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三 償還期限
十四 償還金額
十五 払込期日

平成二十四年四月十五日
額面金額百円につき百円
平成十九年四月十六日

十七 十六

の 中 払
取 途 込
扱 換 場
い 金 所

日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
一年四月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、
次の算式により算出した金額と
する。

$$\frac{\text{前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者が、死亡し
たときに、その相続人が、又は
その居住する市町村（特別区を
含む、地方自治法（昭和二十二
年法律第六十七号）第二百五十
二条の十九第一項の指定都市に
あつては、当該市又は当該市の
区とする。）の区域において、
災害救助法（昭和二十二年法律
第十八号）による救助の行われ
る災害が発生し、当該災害にか
かつたとき）に、当該個人向け
国債を有する者が、平成二十一
年四月十五日前であつても、当
該個人向け国債の中途換金を請
求することができるものとし、
その買取金額は、次の区分に応
じ、それぞれ別の算式により算出
した金額とする。$$

十八
の 中
特 途
例 換
金

（一）平成二十一年十月十五日から
平成二十一年四月十五日前ま
での間の場合

額面金額 + 経過利子の相当に相
当する金額 - (三) 合計額 + 経過
利子の相当に相対する金額)

(二) 平成二十年四月十五日から
平成二十年十月十五日前までの
場合

額面金額 + 経過利子の相当に相
当する金額 - (二) 合計額 + 経過
利子の相当に相対する金額)

(三) 平成十九年十月十五日から
平成二十年四月十五日前までの
場合

額面金額 + 経過利子の相当に相
当する金額 - (一) 合計額 + 経過
利子の相当に相対する金額)

(四) 平成十九年十月十五日前の
場合

額面金額 + 経過利子の相当する
金額 - 経過利子の相当する
金額

十九 元利金支

払場所

日本銀行